

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社が法と社会倫理に基づいて行動し、コーポレートガバナンスの実効性を高め、企業価値の向上に資することを目的として内部統制の基本方針を策定し、企業理念の実現に向けて、一層の経営の透明性と情報公開に努めてまいります。

<企業理念>

・私たちは、独自のSensing & Communication技術により、革新的な商品・サービスを創造し、安全・安心な社会の発展に貢献していきます。

<経営方針>

上記企業理念に基づき、次の長期ビジョンを実現していきます。

1. 世界の人々のより豊かな生活の実現をめざし、生活環境・地球環境・宇宙環境の監視、保全、活用に貢献するグローバルな企業となります。
2. 明星電気の有する独自の物づくり力とIHグループの広範囲にわたる事業とを結び付け、世界トップレベルの商品・サービスを創出します。
3. 明星電気社員は、誇りを持ち互いに尊敬しあえるプロフェッショナルとして社会への貢献、夢の実現に向けて常に挑戦しつづけます。

<監視・監督の体制>

(1) 取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)と監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則毎月1回、法令等に定める重要事項や業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。

(2) 監査役会

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則毎月1回、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っています。また、監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、当社の業務執行に関する適法性・妥当性を監査し、必要な助言・勧告等を行っています。さらに、会計監査人や社外取締役等と連携を図るため定期的に意見交換会を開催しております。

(3) 会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を実施します。

(4) 執行役員制度の導入

当社は執行役員制度を導入しており、経営の効率化と責任の明確化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を1名のみ選任しております。当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、株式会社IHを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、株式会社IHとの間で株式交換契約を締結いたしました。2021年6月23日開催の第108回定時株主総会において本株式交換契約が承認されましたので、本株式交換の効力発生日(2021年8月1日予定)をもって、株式会社IHは当社の完全親会社となります。また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社株式は、東京証券取引所市場第二部において、2021年7月29日付で上場廃止(最終売買日は2021年7月28日)となる予定です。

かかる事情に鑑み、2021年6月23日開催の第108回定時株主総会における取締役候補者の指名にあたって、株式会社IHの完全子会社となることを想定し、同社との一体性をもって迅速な経営判断を行うことのできる体制を敷くことが当社にとって最適であり、完全子会社となるまでの短い期間に任期を限定した社外取締役を複数名置くことは、社外取締役に求められる役割・責務に照らし必ずしも相当とはいえないとの判断により、会社法の定めに従い社外取締役を1名のみ置くものとしたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

・当社は、政策保有株式を保有しておりませんが、今後政策保有株式を保有する必要がある場合には、取締役会規程に基づき、取締役会で以下について決議・報告いたします。

- ①政策保有に関する方針の策定及び開示方法
- ②保有目的や資本コスト等を踏まえた保有適否の検証及び開示方法
- ③政策保有株式に係る議決権行使基準の設定

【原則1-7 関連当事者間の取引】

・当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、当社が行う主要株主との取引は、一般的な取引と同様、所定の手続きに基づき承認することとしており、その内容は有価証券報告書において開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

・当社は、企業年金の適切な運用・管理を行うため、総務人事部長・財務部長及び労働組合代表者で構成される年金資産運用管理委員会を設置しております。また、当社の企業年金の運用受託機関に対するモニタリング機能を発揮するために、年金資産運用管理委員会メンバーに対して継続的な教育機会の提供等に努めてまいります。なお、これらの取り組みにおいて、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反関係は十分に管理してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社は、経営理念や経営戦略、中期経営計画をホームページにて開示しております。
- (ii) 当社は、コーポレートガバナンスの基本方針をホームページ、有価証券報告書及び本報告書にて開示しております。
- (iii) 取締役の報酬体系は、月額報酬、業績連動報酬により構成しており、会社業績との連動性を確保し、世間水準を考慮しつつ役位、担当業務に応じた職責や成果を反映した報酬体系としております。決定するに当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とした指名報酬委員会を設置し、当該委員会への諮問を経て取締役会において決定します。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から上記報酬体系の内月額報酬のみとしています。
- (iv) 取締役候補者及び監査役候補者については、経営に多様な価値観が反映されるよう性別・国籍などにとらわれることなく幅広い見地から人格・能力・経験・知識などを総合的に考え、当社の取締役及び監査役としてもっとも適任と思われる人物を候補者としております。指名及び選任に当たっての手続きとしては、独立社外取締役を主要な構成員とした指名報酬委員会を設置し、上記方針に従い検討し取締役会で審議の上決定いたします。取締役の解任にあたっては、以下に定める解任基準のいずれかに該当する場合、当該取締役の解任議案を株主総会に提出することを取締役会にて決定いたします。

(解任基準)

- ① 選任基準に定めるいずれかの要件を満たさなくなった場合
- ② 職務懈怠により、企業価値を著しく毀損させた場合
- ③ 違法行為又は公序良俗に反する行為を行った場合
- ④ 健康上その他の理由により、職務執行に著しい支障が生じた場合
- ⑤ その他解任について正当な事由がある場合

(v) 当社は、新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の個々の選解任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

(株主総会招集通知: https://www.meisei.co.jp/ir/finance#jump_stock_meeting)

[補充原則4-1-1] (取締役会から経営陣に対する委任範囲の概要)

・当社は、取締役会が自ら決議する事項を取締役会規程において次の通り定めております。

(1) 株主及び株主総会に関する事項

株主総会の招集及び目的事項等

(2) 株式に関する事項

募集株式の発行、自己の株式の取得、募集社債の発行等

(3) 決算・財務に関する事項

計算書類・事業報告及び附属明細書の承認、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財等

(4) 取締役、執行役員、組織等に関する事項

代表取締役の選定、執行役員の選解任、支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任、取締役及び執行役員の利益相反引取等

(5) 経営方針、事業再編等に関する事項

事業経営の方針、重要な事業の提携又は提携の解消、事業譲渡又は事業譲受け、子会社の設立等

なお、取締役会の決議事項以外の業務執行上の重要事項については、最高経営責任者 (CEO) を議長とする経営会議にて十分に審議しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、以下の基準に基づき独立性を判断します。

(1) 大株主との関係

現在及び過去5年間に於いて当社の議決権所有割合10%以上の大株主ではない (法人の場合は取締役、監査役、執行役、執行役員及び従業員)。

(2) 主要な取引先等との関係

以下に掲げる当社の主要な取引先等の取締役、監査役、執行役、執行役員及び従業員ではなく、また、過去5年間に於いて業務執行取締役、執行役、執行役員ではない。

・ 当社の主要な取引先 (直近事業年度の取引額が当社の連結売上高2%以上を占めている)

・ 当社を主要な取引先とする企業 (直近事業年度の取引額が取引先の連結売上高2%以上を占めている)

・ 当社の主要な借入先 (直近事業年度の事業報告における主要な借入先)

(3) 専門的サービス供給者との関係 (弁護士・公認会計士・コンサルタント等)

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。

(4) 会計監査人との関係

当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。

(5) 役員等の相互派遣の関係

当社と相互に取締役、監査役を派遣していない。

(6) 近親者との関係

当社の取締役、監査役、執行役員及びこれらに準じた幹部従業員の配偶者又は2親等内の親族ではない。

また、(1) から (4) に掲げる者*の配偶者又は2親等内の親族ではない。

*大株主、主要な取引先等が法人である場合、その取締役、監査役、執行役、執行役員及びこれらに準じた幹部従業員に限る。

上記に加えて、社外役員候補者の指名にあたっては、年齢、兼任状況、就任期間等についても考慮することとする。

[補充原則4-11-1] (取締役会のバランス・多様性及び規模に対する考え方)

・当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方と一致しており、その基準については、原則3-1の記載のとおりであります。

[補充原則4-11-2] (取締役・監査役の兼任状況)

・当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。詳細については当社のホームページをご参照ください。

(https://www.meisei.co.jp/ir/finance#jump_stock_meeting)

[補充原則4-11-3] (取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要)

当社は、取締役会の実効性を高める取り組みとして、2020年度に取締役会評価を実施しております。

具体的な実施内容は、以下のとおりであります。

・取締役及び監査役全員を対象としたアンケートの実施。アンケート項目は、取締役会の構成・取締役会の運営・社外役員に対する情報提供等。

・アンケートの分析結果を、取締役会としての自己評価としてとりまとめ、改善すべき課題を抽出。

[2020年度の評価の概要]

当社取締役会の実効性は十分に確保できているものと分析・評価しております。

以前から課題であった取締役会の運営における資料の記載や説明の工夫、社外役員に対する資料送付の早期化に取り組んでいましたが、一部徹底されていない部分が見受けられました。また、経営課題に関して適時適切な情報提供が必ずしもなされていませんでした。

[今後の取組み]

当社取締役会は、経営課題・重要議題に関する充実した審議をより一層行うため、社外役員に対する適時適切な情報提供、社内役員と社外役員との情報格差の解消に努めます。これにより、取締役会の実効性を更に高めてまいります。

[補充原則4-14-2] (取締役・監査役のトレーニング方針)

・当社の新任取締役・新任監査役及び新任執行役員は、就任後速やかに法務、コンプライアンスを含む外部研修プログラムに参加しています。また、役員を中心とした経営幹部による事業計画等に係る研修を年1回実施するとともに必要に応じ取締役、執行役員及び監査役に対し研修機会を設けています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

- (1) 管理部門を担当する取締役がIR活動の統括を行い、総務部門長、財務部門長が補佐し、総務人事部にIR担当を置いております。
- (2) 重要情報の収集、共有化、開示、保存その他IR活動全般について情報共有を図るため、総務部門、財務部門から構成する連絡会を設けております。
- (3) 当社は開かれた株主総会とし、基本は株主総会において株主と建設的な対話に努めることとしていますが、その他個別の対話、主要株主への決算説明、展示会等を利用した株主との対話を行っております。
- (4) 対話にて重要な株主の意見等が把握できた場合は、速やかに経営幹部に報告し検討します。さらに必要に応じ、取締役会へ報告等を実施します。
- (5) インサイダー情報の管理については、社内規程である「情報開示に関する規程」において重要情報の管理体制並びに開示に係る体制を定め、対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社IH	6,772,000	51.02
上田八木短資株式会社	241,000	1.81
日本証券金融株式会社	148,500	1.11
立花証券株式会社	137,600	1.03
荒井 忍	129,300	0.97
山田 紘一郎	71,000	0.53
中澤 豊治	69,900	0.52
KKエステート株式会社	69,000	0.51
光陽ホールディングス株式会社	66,500	0.50
マネックス証券株式会社	64,020	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	株式会社IH (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 7013

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社およびそのグループ会社との取引金額ないし取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に完全に独立して決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対処しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川精二	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川精二	○	独立役員	中川精二氏は、富士通株式会社において経営執行役を、富士通特機システム株式会社で代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただく役割を期待して、社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	2	0	1	1	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	2	0	1	1	0	0	社外取 締役

補足説明

当社は任意の委員会として指名報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、当社およびグループ会社における監査体制、監査計画、監査実施状況等についての意見交換を定期的に行っております。
 監査役と内部監査部門（内部監査室）の間では必要な情報交換や意見交換を行っております。
 また、内部監査部門（内部監査室）は、当社およびグループ会社の業務監査結果を監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
入澤 武久	弁護士													
中村 明弘	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
入澤 武久	○	辯護士 独立役員	入澤武久氏は弁護士としての専門知識、経験を有しており、その専門性と経験を当社監査機能強化に活用して頂くため、また、会社経営に関する諸事項について法務的観点から意見・提言を行っていただくことができることから社外監査役に選任しております。また、入澤武久氏と当社の間で顧問契約は締結しておらず、取引所が定める独立要件を充足した一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員として選定しました。
中村 明弘	○	独立役員	中村明弘氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識と経験を有しており、その専門性と経験を当社監査機能強化に活用していただくため、また、当社の健全な経営に活かすために社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役（当社親会社からの出向取締役を除く。）を対象とし、会社業績等によって支給額が変動する業績連動報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

開示手段 有価証券報告書、事業報告

2020 年度の全取締役の総額および全監査役の総額を以下の通り開示しております。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬 業績連動報酬	

取締役	92	81	11	7
(うち社外取締役)	(7)	(7)	(-)	(2)
監査役	18	18	—	3
(うち社外監査役)	(7)	(7)	(-)	(2)
合計	110	99	11	10
(うち社外役員)	(14)	(14)	(-)	(4)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法)

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2018年12月27日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

(決定方針の内容の概要)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績との連動性を確保し、世間水準を考慮しつつ役位、担当業務に応じた職責や成果を反映した報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は月例定額の基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み月例定額の基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬は月例定額とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行い、取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安として、業績連動報酬等は基本報酬の年額の15%を基準としております（KPIを100%達成の場合）。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項)

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長 池山 正隆に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役および社外監査役に対して総務人事部または取締役会事務局より取締役会開催の通知および事前に資料の送付をしております。また、その他必要な情報についても適宜提供しております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高田 成人	顧問	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	非常勤・報酬有	2019/06/19	——

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

顧問は、当社の経営の意思決定及び業務執行には関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状の体制の概要

当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。その他任意に設置する

委員会等として経営会議、指名報酬委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、リスク管理委員会及び内部監査室を設置しております。

・取締役会

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成され、原則毎月1回、法令等に定める重要事項や業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。

・監査役会

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、原則毎月1回、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議を行っています。また、監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、当社の業務執行に関する適法性・妥当性を監査し、必要な助言・勧告等を行っています。さらに、会計監査人や社外取締役等と連携を図るため定期的に意見交換会を開催しております。

・会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を実施します。

（その他任意に設置している主な委員会等）

・経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成され原則毎月1回開催し、当社の事業計画等に関する重要事項の審議・決定を行っています。

・指名報酬委員会

指名報酬委員会は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を高めることを目的に取締役会の諮問機関として設置しており、代表取締役社長、独立社外取締役、総務人事部担当取締役で構成しております。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、倫理・法令を遵守し、社会の信頼に応える企業活動をより一層推進するため設置しております。

・内部監査室

内部監査室は、内部監査を主管し監査役会及び会計監査人と連携を図りながら内部監査・監督機能を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の事業内容や事業規模等を総合的に勘案した上で、十分な執行、監査・監督体制が構築できるものと判断し、以上2項のような企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主様に出席いただくため「集中日」を避けて開催しております。
その他	定時株主総会は、議事要領や報告等のご説明をビジュアル化（製品写真・図表・グラフを多用）して行い、出席株主の方へ判りやすいご報告やご説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	経営方針、安全・品質・環境方針、中期事業計画、決算資料（決算短信）、経営概況、公告、株式情報、株主総会情報、IRプレスリリース一覧を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	明星電気基本行動指針において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	品質・環境方針を制定し、全社掲示をしております。また明星電気基本行動指針において「私たちを取り巻く人々や社会・環境に対する責任」を規定し、それに基づき活動しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、企業価値向上に資することを目的として、会社法（平成17年法律第86号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務、ならびに当該株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めております。その具体的な内容は以下のとおりであります。

1. 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。

取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

(1) 規程の整備

「明星電気基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

(2) コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

(3) 活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

2. 情報の保存および保管に関する体制

取締役会は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存および保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。

取締役および従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存および保管する。

3. リスク管理に関する体制

取締役は、当社の担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社の業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社の担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社の業績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会および監査役会に報告する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役ならびに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、毎期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である株式会社IHの主管部門との間で確認された重要事項に関する協議・報告事項に従う。また、親会社の監査役および内部監査部門の定期的な監査を受け入れるとともに、必要に応じて親会社の監査役会と適切な連携を取るものとする。

6. 監査役職務を補助する使用人に関する事項

監査役は、監査役職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は監査役との協議に基づき、取締役会の決定により定める。監査役事務局を置く場合、監査役事務局は監査役の指示に従うものとし、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保および監査役の指示の実効性の確保に留意する。

7. 監査役職務の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担する。

8. 監査役への報告に関する事項

取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

明星電気は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持ちません。

また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役および関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 倫理・法令を遵守し、社会の信頼に応える企業活動をより一層推進するため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会の設置および内部通報制度の「明星コンプライアンス・ホットライン制度」を導入しております。
また、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するため、個人情報の適切な取り扱いにかかる体制を整備し、全社員への周知徹底に取り組んでおります。

